

平成 28 年 7 月 13 日

障害者施策推進課

## 区政モニターアンケートの実施について

## 1 目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、区民の障害への理解の状況や障害を理由とする差別に関する意識を調査し、今後の障害者施策の参考とするために区政モニターアンケートを実施する。

## 2 アンケート調査の概要

## (1) 調査の対象

区政モニター 200 名

練馬区では、区に対するご意見やご要望などを積極的に受け止め、これを区政に反映させる取組みの一つとして、区民の中から 200 名の方に区政モニターを委嘱し、意見・要望の提出、懇談会への出席、モニターアンケートを依頼している。このうち、モニターアンケートは、「区民の意向を知る」「施策を立てる基礎調査とする」ことなどを目的として年 5 回程度実施している。

## (2) 調査方法

郵送またはメールによる調査票への記入方式

## (3) 調査項目

別紙 調査票（案）のとおり

## 3 今後の予定

|             |               |
|-------------|---------------|
| 平成 28 年 7 月 | 調査票の作成        |
| 8 月         | 調査票の発送・回収     |
| 11 月（予定）    | 第 2 回地域協議会へ報告 |